明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地方自治法の一部を改正する法律（四二）　一六
○国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（四三）　一六
○金融商品取引法等の一部を改正する法律（四四）　一六
○保険業法等の一部を改正する法律（四五）　一六
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（四六）　一六
○児童福祉法の一部を改正する法律（四七）　一六
○健康・医療戦略推進法（四八）　一六
○独立行政法人日本医療研究開発機構法（四九）　一六
○難病の患者に対する医療等に関する法律（五〇）　一六

〔政　令〕
○地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（一九六）　一六
○港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一九七）　一六
○港湾法施行令の一部を改正する政令（一九八）　一六
○南極地域の環境の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（一九九）　一六
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二〇〇）　一六
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇一）　一六

〔内閣官房令〕
○幹部職員の任用等に関する政令第二条第二項の官職を定める内閣官房令（内閣官房一）　一六

〔省　令〕
○容器保安規則等の一部を改正する省令（経済産業三〇）　一六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数の一部を改正する件（環境七一）　一六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件（同七二）　一六
○国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件（同七三）　一六
○環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定する油性混合物（同七四）　一六

〔官庁報告〕
官庁事項
内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則（内閣）　一六
内閣官房の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任をした件の一部を改正する件（同）　一六
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二条第一項の規定に基づき、内閣官房における内閣総理大臣の所掌に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（同）　一六
内閣人事局組織規則（同）　一六

〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十五年度平成二十六年三月分）（財務省）　一六

本号で公布された法令のあらまし

◇**地方自治法の一部を改正する法律**（法律第四二号）（総務省）

1　指定都市制度の見直しに関する事項

(一)　区の事務所の分掌事務

区の事務所が分掌する事務については、条例で定めることとした。（第二五二条の二〇第二項関係）

(二)　総合区制度

(1)　指定都市は、その行政の円滑な運営を確保するため必要があると認めるときは、市長の権限に属する事務のうち特定の区の区域内に関するものを総合区長に執行させるため、条例で、当該区に代えて総合区を設け、総合区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くことができることとした。（第二五二条の二〇の二第一項関係）

(2)　総合区にその事務所の長として総合区長を置くこととし、総合区長は、市長が議会の同意を得てこれを選任することとした。（第二五二条の二〇の二第三項及び第四項関係）

(3)　総合区長は、総合区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により総合区長が執行することとされた事務及び市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するもので条例で定めるものを執行し、これらの事務の執行について当該指定都市を代表することとした。（第二五二条の二〇の二第八項関係）

2　指定都市都道府県調整会議の設置に関する事項

(一)　指定都市都道府県調整会議

(1)　指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県（以下「包括都道府県」という。）は、指定都市及び包括都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設けることとした。（第二五二条の二一の二第一項関係）